

中小企業信用保険法第2条第5項第1号 の規定に基づく認定申請案内

1 概要

民事再生手続開始の申立等を行った大型倒産事業者に対し、売掛金債権等を有していることにより、資金繰りに支障が生じている中小企業者を支援するための措置です。

2 認定対象者

市内に事業所を有する中小企業者（中小企業信用保険法第2条第1項）であること。

※風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれがあるものを除く。

3 認定要件

- ① 指定された「民事再生手続開始申立等事業者」（以下、当該事業者と言う。）に対して50万円以上の債権を有していること。
- ② 当該事業者に対し50万円未満の売掛金債権等しか有していないが、当該事業者との取引規模が20%以上であること。

4 申請方法

(1) 提出書類

「中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定に基づく認定申請書類一覧」（最終ページを御確認ください。）のとおり。

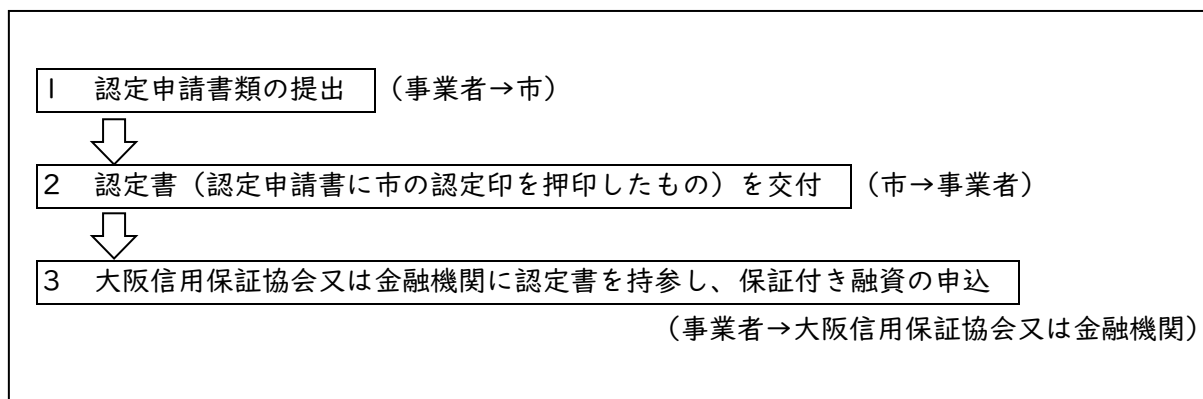
(2) 申請方法

(1)の書類を地域経済振興室に持参してください。

※ 郵送による申請を希望される場合は、返信用封筒（レターパックライト）を同封してください。

※ 金融機関、従業員その他の代理人による申請は委任状が必要です。

5 認定申請及び認定書交付手続きの流れ



7 申込み・問合せ先

吹田市都市魅力部地域経済振興室 企業振興担当

〒564-8550 吹田市泉町 1-3-40

電話番号 06-6170-7217

メールアドレス sanro_s@city.suita.osaka.jp

中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定に基づく認定申請書類一覧

	提出書類	備 考
①	中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定による認定申請書（その1）	様式をホームページからダウンロードして御使用ください。
②	中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定による認定申請書（その1）市控え	様式をホームページからダウンロードして御使用ください。
③	中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定による認定申請書（その2）	様式をホームページからダウンロードして御使用ください。
④	吹田市内事業所の所在地が確認できる書類（写し）	【法人の場合】 履歴事項全部証明書 （申請日の3か月以内発行のもの） 【個人事業主の場合】 直近の確定申告書【第一表】 ※税務署の受信通知が必要です。 ※吹田市内事業所の所在地が確認できない場合は、開業届、営業許可書等が必要です。
⑤	認定の根拠となる債権額を確認できる書類	売掛金台帳等
⑥	認定の根拠となる取引依存度を確認できる書類	売上台帳等
⑦	委任状	代理申請の場合に必要です。 様式をホームページからダウンロードして御使用ください。 【金融機関に委任する場合】 金融機関の押印が必要です。 【その他の場合】 従業員に委任する場合も委任状が必要です。